

就業構造基本調査

本庁総務課

総務省では、国民の普段の就業・不就業の状態を調べるため、10月1日に就業構造基本調査を実施します。

調査の対象となった世帯には9月下旬に調査員が伺いますので、ご協力をお願いいたします。



【問い合わせ】

本庁総務課 ☎22・9601

戦争体験談集を貸出します

本庁人権政策課

戦争を負った遺産として語り継いでいくために、昨年、市民の皆さんから募集した体験談を「戦争体験談集『平和への証言』戦争その真実を語り継いでいくために」としてまとめ、地区市民センターや公民館で閲覧していただいています。このたび、伊賀市上野図書館や、各支所の図書

コーナー、本庁・各支所の人権担当窓口で貸出しをすることになりましたのでご利用ください。

戦時中の生活や空襲・原爆など、市民の方が実際に体験されたお話しに触れ、ご家族で戦争について話し合ってみてはいかがでしょうか。



【問い合わせ】

本庁人権政策課

☎22・9631

FAX 22・9649

各支所人権担当窓口

新潟県中越沖地震災害義援金

本庁厚生保護課

7月16日の新潟県中越沖地震による被災者救援のため、伊賀市民の皆さんに救済金のご協力をいただきたく、募金箱を設置していただきますのでお知らせします。

【募集期間】

平成20年1月9日(水)まで

【募金箱設置場所】

伊賀市役所

●本庁玄関ロビー・南側壁面
●各支所玄関ロビー
●各地区市民センターの窓口

【問い合わせ】

本庁厚生保護課

☎22・9650

戦没者等のご遺族の皆さんへ 第8回特別弔慰金が支給されます

本庁厚生保護課

平成17年4月に戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法が改正され、第8回特別弔慰金が支給されます。

手続きが済んでいない方は次のとおり請求してください。

【対象者】

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などの受給者が死亡された場合に、受給権のある方（同順位の方）が2人以上おられる場合は、次の順番による先順位のご遺族1人が特別弔慰金を請求することになります。

- (1) 弔慰金の受給権者
- (2) 戦没者等の子
- (3) ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟 姉妹

※戦没者等と生計関係がない方などは除く

- (4) 前記(3)以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- (5) 前記(1)～(4)以外の3親等内の親族

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係がある方に限る

【支給内容】

額面40万円、10年償還の記名国債

【請求期間】

平成20年3月31日まで

【請求先・問い合わせ】

本庁厚生保護課

☎22・9650

各支所健康福祉課

伊賀支所 ☎45・9105

鳥ヶ原支所 ☎59・2163

阿山支所 ☎43・9711

大山田支所 ☎47・1151

青山支所 ☎52・3228

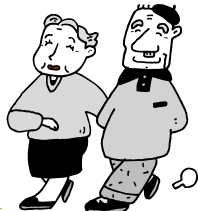
秋の全国交通安全運動

本庁市民生活課

【運動期間】 9月21日～30日

【運動の基本】

- 高齢者の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶



- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

○後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

【問い合わせ】

本庁市民生活課

☎22・9638

税務課窓口延長の試行期間延長について

本庁税務課

毎週木曜日（祝日は除く。）実施していただきます。税務証明および収納業務の窓口延長試行期間を平成20年3月27日まで延長します。

【取扱業務】

- 所得証明書・課税証明書・営業証明書の交付
- 125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車などの標識交付および名義変更、車体変更、廃車の手続き

●市税の収納および納付相談
※証明書によっては当日発行できない場合もありますのでご了承ください。

【問い合わせ】

本庁税務課収納係

☎22・9612

本庁税務課庶務係

☎22・9615

いつも、いっしょ。 だから、いっしょう。



～9月20日から26日は動物愛護週間です～

今回は、保健所で預かれ、処分される動物たちのことについて考えていただきたいと思います。

平成18年度、三重県伊賀保健所に預かれ、飼い主が分からないまま殺処分された動物は、犬170頭、猫710匹でした。この数字は、昨年度に限ったものではなく、毎年のように多数の犬猫が処分されています。このような犬猫を減らすにはどんなことができるのでしょうか？

① 注射済票・鑑札・迷子札をつけていますか？

保健所で預かった犬猫の中には、首輪をしている、人に慣れているなど飼い主がいそうな犬猫もありますが、飼い主が名乗り出ずに処分されるケースも多々あります。

犬猫には首輪だけではなく、迷子札など飼い主が分かる物を付けてあげてください。また、ペットがいなくなった場合は、保健所や市役所に連絡してください。

※犬には狂犬病予防法により登録時に交付される鑑札と注射時に交付される注射済票を首輪などにつけておくことが義務付けられています。

② 野良猫に餌を与えるまえに・・・

「かわいそうだから」とついつい野良猫に餌を与えてしまう人がいます。でも、餌を与えるとどうなるか考えてみてください。餌があると周辺の野良猫が集まってきます。また、栄養状態が良くなり子供を産みやすくなります。結果として地域の野良猫がさらに増えてしまい、近所の迷惑になったり、交通事故にあったり、季節によっては凍え死んだり、結局保健所へ持ち込まれたり・・・

かわいそうであれば、しっかりと責任を持って飼い主になってあげてください。

③ 不妊・去勢はしていますか？

飼い主が望まない状況で生まれてしまったために保健所に持ち込まれる子犬・子猫も多くいます。生まれた子犬・子猫を飼うことができないのであれば、不妊・去勢手術をしましょう。不妊去勢することで予防できる病気もあります。

④ 最後まで責任を持って飼えますか？

犬猫は、10年以上生きる動物です。一度飼い始めたら途中でやめることはできません。毎日世話をしあげられますか？引越し、出産などの予定はありませんか？隣家が近く鳴き声の苦情がきそうな環境ではありませんか？保健所にやってくる犬猫は、飼い主が飼うことができなくなったり、保健所に引き取られるのがかわいそうだからと捨てられたりした動物です。

飼い始める前に考えてください。最後まで愛情を持って飼ってあげることが出来ますか？

【問い合わせ】

伊賀保健所衛生指導課 ☎24-8080

9月10日は 「下水道の日」です

本庁下水道課



下水道は、私たちが日常使う洗濯やお風呂、台所やトイレからの汚れた水を、下水道管を通して下水処理場へ運び、微生物などの働きを利用してきれいな水にして自然に還元しています。また、雨が降ったときには、雨水管を通して雨水を速やかに川などに流し、浸水から街を守っている

地域もあります。

このように下水道は、私たちの快適で衛生的な生活を確認するだけでなく、河川などの公共用水域の水質保全に大きな役割を担っています。



その下水道施設を長く、快適にお使いいただくため、次のことにご注意ください。

- ①油を流さない
 - ②自然にやさしい洗剤を使う
 - ③髪の毛など、排水管が詰まるようなものを流さない
- この「下水道の日」を機に

心がけていただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】

本庁下水道課

☎22-9821



雇用保険被保険者の皆さんへ 雇用保険法が変わります！

本庁商工政策課

雇用保険の受給資格要件が変わります。

○これまでの週所定労働時間による被保険者区分（短時間労働者以外の一般被保険者、

短時間被保険者）をなくし、雇用保険の基本手当の受給資格要件を一本化します。

○原則として、平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

《旧》
・短時間労働者以外の一般被保険者
↓6月（各月14日以上）
・短時間労働被保険者（週所定労働時間20～30時間）
↓12月（各月11日以上）

《新》

雇用保険の基本手当を受給

するためには、週所定労働時間の長短にかかわらず、原則、12月（各月11日以上）の被保険者期間が必要。
※倒産・解雇等により離職された方は、6月（各月11日以上）が必要です。詳しい条件などは、三重県労働局職業安定所またはお近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

【問い合わせ】

ハローワーク伊賀（伊賀公共職業安定所）
☎21-3221